

# The 10th APACT Conference

Ending the Tobacco Epidemic — Protecting and Keeping Healthy Lives —

18-21 August 2013 Chiba, Japan



## APACT2013 カンファランス声明

APACT は 1989 年に、それぞれの国での巨大タバコ産業に対する戦いを共同して進めようと考えた先駆的な人々によって設立された。日本は 1993 年の大宮における第三回 APACT カンファランスを主催した。本カンファランスが再び日本で開催されたことを喜びたい。大宮カンファランス以後、国際的なタバコ規制運動に目覚ましい前進が勝ち取られた。2003 年に全会一致で策定されたタバコ規制国際枠組条約 (FCTC) は、現在 177 カ国で採択されており、タバコ規制対策の最大の成果となっている。

しかしながら、国別にみると、タバコ規制対策の進み具合には大きなばらつきが見られる。プレイン・パッケージングの課題において先進的な成果を挙げているオーストラリア、世界で最も大きな画像による健康警告表示を義務付けるべく巨大タバコ企業に敢然と立ち向かっているタイ、タバコ規制の包括的対策実施の最終段階に入りつつあるニュージーランドに対しては、大いに賞賛の意を表す。

しかし、今回の主催国である日本において、タバコ規制対策が遅れていることは極めて残念である。健康よりも税収を重視するという悲しむべき政策の根拠となっている「たばこ事業法」の存在、JT とその関連団体が政策を左右する大きな力を持っているため、FCTC 第 5 条 3 項 (締約国は、タバコの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、タバコ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する) が無視されている。JT は、タバコ規制政策を妨害するために、いわゆる企業の社会的責任 (CSR) 活動に策動の重点を移しつつある。したがって、タバコ産業の関わるあらゆる CSR 活動を速やかにかつ包括的に禁止することが必要である。

第 10 回 APACT カンファランスは、世界の人々の健康を守る活動をめぐるこのような順風と逆風の中で開催された。適切な課税政策、費用対効果に優れた禁煙法、受動喫煙防止対策の推進、タバコ貿易 (密輸) に関する憂慮すべき状況等が全体会、シンポジウム、ポスター発表で討議された。本カンファランスには 42 カ国から 785 名が参加した。

### Secretariat

c/o ICS Convention Design, Inc.

Chiyoda Bldg., 1-5-18, Sarugakuchō, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8449, Japan

TEL : +81-3-3219-3541 FAX : +81-3-3219-3577 E-mail: apact2013@ics-inc.co.jp





# The 10th APACT Conference

Ending the Tobacco Epidemic — Protecting and Keeping Healthy Lives —

18-21 August 2013 Chiba, Japan

第 10 回の APACT は、我々の運動に若い世代の参加が重要であることを確認した。若い世代こそが、アジア太平洋諸国のタバコ対策の最終段階を実現する将来のリーダーとなる。この地域におけるあらゆるカンファレンスと会合において、若者の参加と言う課題を前面に押し出すことが必要である。

1989 年当時と同様に、圧倒的な力を持ち、アジア太平洋地域の人々をターゲットにして容赦なく儲けを巻き上げようとしてきた巨大タバコ産業に対する戦いに如何にして共同で立ち向かってゆくかの論議が重要である。我々は、タバコの流行を終わらせアジア太平洋地域の人々の命を守るために戦い続けるだろう。

## 各シンポジウムからの声明

1. タバコの流行をなくするために、我々は、(i) タバコの消費と入手の容易さを減らす対策をはじめとした広範な対策を推進する WHO FCTC をすべての締約国で速やかに施行すること、FCTC 未採択国に対しては、タバコの消費を大幅に減らすことが NCD(非感染性疾患)を減らすことにつながり、すべての国と人々に大きな健康上の利益をもたらすことを認識させ、速やかに採択を迫ること、(ii) 禁煙が、COPD、がん、心血管疾患に対する最も費用効果の良好な対策であることを国と地方政府に理解させることを呼びかける。
2. すべての政府が、人びとを受動喫煙から守るために 100%受動喫煙防止対策を実施すべきである。このことを実現するためには国レベル、地方レベルの政府の強力なリーダーシップが必要である。この対策が実施された後は、定期的に繰り返し遵守状況をチェックすることが重要である。
3. タバコの消費量と使用率を減らすために、すべてのタバコ製品の実質価格が常に上がるような簡潔な課税システムを構築すべきである。
4. FCTC 第 5 条 3 項と第 13 条ならびにそれらの実施ガイドラインに沿って、タバコ産業のトンネル団体といわゆる企業の社会的責任 (CSR) 活動の実態を調査し、公表することが必要である。国及び地方の政府は、タバコ産業のあらゆる CSR 活動を禁止し、タバコビジネスから手を引く必要がある。また企業に CSR 活動を義務づける法令からタバコ産業を除外するべきである。すべての国連および他の国

## Secretariat

c/o ICS Convention Design, Inc.

Chiyoda Bldg., 1-5-18, Sarugakuchō, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8449, Japan

TEL : +81-3-3219-3541 FAX : +81-3-3219-3577 E-mail: apact2013@ics-inc.co.jp



# The 10th APACT Conference

Ending the Tobacco Epidemic — Protecting and Keeping Healthy Lives —

18-21 August 2013 Chiba, Japan



際機関は、タバコ産業との提携と投資を中止し、FCTC の尊重と施行を推進すべきである。

5. 我々は、タバコ規制対策をめぐる投資家国家間あるいは、国家間紛争の勃発、通商投資法令に関連した紛争の増加、包括的タバコ規制対策を実施しようとする政府の意志を削ぐおそれのある処理法が広がっていることに深く憂慮する。我々は、タバコ製品を国際的、地域内、二国間の貿易投資協定の対象から明示的に除外するよう要求する。

## Secretariat

c/o ICS Convention Design, Inc.

Chiyoda Bldg., 1-5-18, Sarugakucho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8449, Japan

TEL : +81-3-3219-3541 FAX : +81-3-3219-3577 E-mail: [apact2013@ics-inc.co.jp](mailto:apact2013@ics-inc.co.jp)

